

地域密着型特定施設入居者生活介護 レジデンスゆうあい利用契約書

(契約の目的)

第一条 地域密着型特定施設入居者生活介護レジデンスゆうあい（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された入居者（以下単に「入居者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにサービスを提供し、一方、入居者及び入居者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

(適用期間)

第二条 本契約は、入居者が地域密着型特定施設入居者生活介護利用契約書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

- 2 入居者は、前項に定める事項の他、本契約、重要事項説明書の改定が行なわれない限り、初回利用時の契約書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(入居者からの解除)

第三条 入居者及び扶養者は、当施設に対し事前に30日前に退所の意思表示をすることにより、本契約に基づく入居利用を解除・終了することができます。

(当施設からの解除)

第四条 当施設は、入居者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入居利用を解除・終了することができます。

- 一 入居者が要介護認定において自立または要支援と認定された場合
- 二 入居者が当施設を離れて1ヶ月を経過したとき又は1ヶ月以上離れることを予定して他所へ移転したとき。
- 三 入居者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な特定施設サービスの提供を超えると判断された場合
- 四 入居者及び扶養者が、本契約に定める利用料金を3ヶ月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- 五 入居者が、当施設内において、当事業所の職員又は他の入居者等に対して金品の借用、物品の販売、宗教活動や政治活動等を行った場合
- 六 入居者が、他の入居者に対して迷惑となるような言動、行為が認められた場合
- 七 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用することができない場合

(利用料金)

第五条 入居者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、本契約に基づく特定施設サービスの対価として、重要事項説明書の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2 支払の方法は、毎月 25 日（土曜・日曜・祝祭日の場合は翌営業日）に金融機関からの口座引き落としとなります。

3 当施設は、入居者又は扶養者から、1 項に定める利用料金の支払いを受けたときは、入居者及び扶養者が指定する送付先に対して、明細書を発行します。

(記録)

第六条 当施設は、入居者の特定施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後 2 年間は保管します。

2 当施設は、入居者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、入居者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第七条 当施設は、原則として入居者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者が判断し、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、入居者又は扶養者の同意を得た上で、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を介護記録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第八条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的等を定め、予め同意（「利用同意書」の同意内容に含むこととする）を得た上で、適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として、次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

一 サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等

二 居宅介護支援事業所等との連携

三 入居者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知

四 入居者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等

五 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第九条 当施設は、入居者に対し、管理者の判断により医師による診察が必要と認める場合、かかりつけ医又は協力医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は、入居者に対し、当施設における特定施設サービスでの対応が困難な状態、又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、入居利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、入居者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第十条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、入居者に対し必要な措置を講じます。

2 管理者の判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

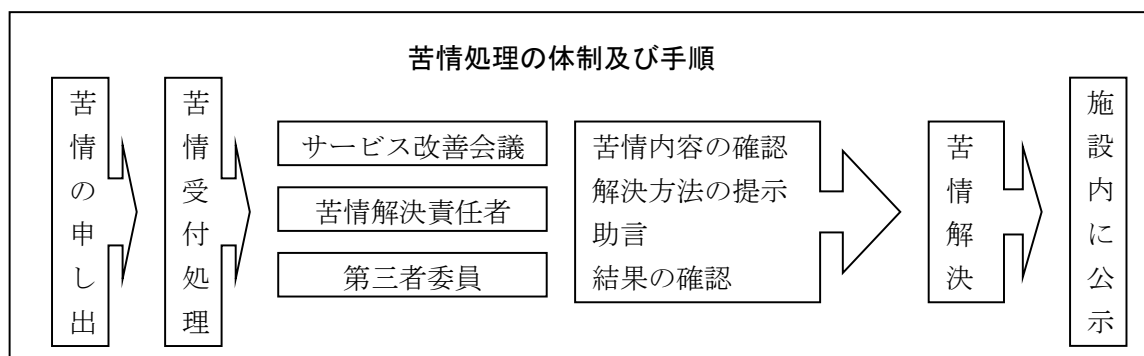
3 前2項のほか、当施設は入居者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第十一条 入居者及び扶養者は、当施設の提供する特定施設サービスに対しての要望又は情報等については担当者に申し出ることができ、又は管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

担当者：塘 大輔 電話：0954-69-8315

また当法人が設置する第三者委員会の委員に、直接苦情を申し立てることができます。



当施設以外にも以下の相談・苦情窓口等へ苦情を伝えることができます。

杵藤地区広域市町村圏組合介護保険事務所 総務管理課 0954-69-8222

鹿島市地域包括支援センター 0954-63-2160

佐賀県国民健康保険連合会 介護保険係 0952-26-1477

佐賀県福祉サービス運営適正化委員会 0952-23-2151

(賠償責任)

第十二条 特定施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、入居者が損害を被った場合、当施設は、入居者に対して、損害を賠償するものとします。

2 入居者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、入居者及び扶養者は、連帯して当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第十三条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、入居者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

地域密着型特定施設入居者生活介護

レジデンスゆうあい入居契約書

前記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が記名のうえ、各 1 通を保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

<事業者名> 社会医療法人祐愛会 レジデンスゆうあい

<住所> 佐賀県鹿島市大字高津原 2962-1

<代表者名> 理事長 織田正道

利用者

<住所>

<氏名>

* 代筆の場合

<その理由>

代筆者

<氏名>

<続柄>

家人／代理人

<住所>

<氏名>

<続柄>

重要事項説明書

地域密着型特定施設入居者生活介護

レジデンスゆうあい

(令和6年8月1日現在)

I 施設の概要

1 施設の名称等

- ・施設名 レジデンスゆうあい
- ・開設年月日 平成23年7月7日
- ・所在地 佐賀県鹿島市大字高津原2962番地1
- ・電話番号 0954-69-8315 ・ファックス番号 0954-69-8316
- ・管理者名 塘 大輔
- ・介護保険指定番号 (4190700064号)

2 地域密着型特定施設入居者生活介護の目的と運営方針

地域密着型特定施設入居者生活介護は、入居する要介護者に対し、特定施設サービス計画にもとづき、入浴・排泄・食事等の介護その他必要な日常生活上のお世話、機能訓練・療養上の世話をを行い、施設で能力に応じた自立した生活をできるようにすることを目的とします。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[レジデンスゆうあいの運営方針]

- 1) 当施設は、入居者の要介護状態の軽減又は、悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況等を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行います。
- 2) 当施設は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないように配慮して行います。
- 3) 当施設の従業者は、特定施設入居者生活介護サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又は家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- 4) 当施設は、特定施設入居者生活介護サービスの提供にあたっては、当該入居者又は、他の入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束を行いません。
- 5) 当施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。
- 6) 当施設は、自らその提供する特定施設サービスの質の評価を行い常にその改善を図ります。

3 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	業務内容
・ 管理者	1 (兼務)		従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
・ 看護・介護職員	15		入居者の日常生活のお世話および健康管理に関する業務に従事する。
・ 生活相談員	1 (兼務)		入居者の生活指導及び要望又は苦情相談の業務に従事する
・ 機能訓練指導員	1		入居者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
・ 計画作成担当者	1		施設サービス計画書の作成の業務に従事する。

- 4 入居定員等 ・ 定 員 27 名
 ・ 居 室 全室個室 27 室

5 主な設備

設備の種類	箇所数	備考
浴 室	2 ヶ所	10.26 m ²
食 堂	2 ヶ所	61.77 m ² (1 階)
兼 機能訓練室		42.97 m ² (2 階)

II サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事支援
- ③ 入浴支援 (入浴できない場合は、清拭を行います)
- ④ 介護・日常生活の世話 (入居者の心身の状況に応じた適切な対応を行います)
- ⑤ 生活リハビリ (機能回復訓練、レクリエーション)
- ⑥ 相談援助サービス
- ⑦ 医師の往診の手配等
- ⑧ 理美容サービスの手配等
- ⑨ 行政手続代行
- ⑩ 地域との関わり支援 (感染対策に準じて)
- ⑪ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

Ⅲ 利用料金

1 基本料金

1) 地域密着型特定施設入居者生活介護費

※別紙 地域密着型特定施設レジデンスゆうあい利用料金表参照

2 その他の料金（介護保険給付外費用）

① 食費 1,620円（1日） 48,600円（月の目安額）

朝食：420円 昼食：610円 夕食：590円

※事前に欠食のお申出があった場合には、上記の内訳金額に基づき減額して請求致します。

③ 家賃 A室 42,500円（月額） B室 46,000円（月額） C室 52,000円（月額）

※入院や旅行及び外泊等で長期に不在する場合も、月額料金の算定となります。

※月の途中からのご利用の場合は日割り計算となります。

③ 管理費 740円（1日） 19,200円（月の目安額）

※共用施設等の維持管理、光熱水費等に要する費用に充当します。

※入院や旅行及び外泊等で長期に不在する場合も、月額料金の算定となります。

※月の途中からのご利用の場合は日割り計算（日額 740円）となります。

④ 電化製品持ち込み料 1台につき月額 1,500円

※居室の電気料については、管理費に含まれますが、利用者の選択的な電化製品（テレビ、冷蔵庫等）を持ち込まれる場合に徴収いたします。

※入院や旅行及び外泊等で長期に不在する場合も、月額料金の算定となります。

※月の途中からのご利用の場合は日割り計算（日額 50円）となります。

⑤ 寝具代 150円（1日） 4,650円（月の目安額）

⑥ レクリエーション行事 実費

⑦ 理美容代 実費

⑧ オムツ代 実費

※持ち込みオムツ継続使用の場合は処理代 700円（月額）がかかります。

⑨ 医療費 実費

⑩ 私物洗濯料（業者契約分） 実費

⑪ 口腔ケア用品 実費

⑬ テレビレンタル料 3,000円（月額、電気料込）

※月の途中からのご利用の場合は日割り計算（日額 100円、電気料込）となります。

3 利用料金の改定

- ・利用料金は、介護給付費体系の改定があった場合はその内容に応じて改定を行います。また、経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合には相当な額に改定を行います。改定を行う場合その内容を1月前までにお知らせを行います。

4 支払い方法

- ・お支払い方法は、毎月 25 日（土曜・日曜・祝祭日の場合は翌営業日）に金融機関（佐賀銀行、郵便局、JA、佐賀西信用組合）の口座振替となります。
- ・毎月 15 日に、前月分の利用明細書を発行いたします。

IV 医療機関との連携について

当施設では、下記医療機関による往診を受けられる体制と看護師の配置により、日常的な健康管理を行っています。また、医療機関と連携体制を整備し、急病や緊急時の対応が速やかにとれるようにしております。

- ・協力医療機関
 - ・名 称 社会医療法人祐愛会 織田病院
 - ・住 所 佐賀県鹿島市大字高津原 4306 番地
- ・協力歯科医療機関
 - ・名 称 寺尾歯科医院
 - ・住 所 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲 50-3

V 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会
面会者は面会時間を厳守し、各階のサービスステーションに備付の面会簿への記入をお願いいたします。
- ・家族の宿泊
宿泊（1～3泊程度）を希望される場合は事前に職員にお申し出下さい。
- ・外出・外泊
事前に身元引受人の了承を得た届け出が必要です。また、利用者の状態によっては外出・外泊の許可が出来ない場合があります。
尚、家族の都合による場合は施設での送迎は応じかねます。

上記については、感染症状況により、制限が生じる場合があります。

- ・喫煙
敷地内は全面禁煙です。
- ・火気の取扱い
線香、ロウソク等含む火気の使用は当施設では堅くお断りいたします。
- ・設備・備品の利用
施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、修理費を頂く事があります。
- ・所持品・備品等の持ち込み
施設内の居室に所持品や備品を持ち込みたい場合には、予め職員へお申し出ください。
危険物は持ち込み不可となります。
- ・食品の持ち込みについて
衛生面の管理上、食品（菓子類含む）をお持ちの際には、職員へお申し出ください。

- ・ 金銭・貴重品の管理
万が一紛失がありましても責任を負いかねますので、持ち込まない様をお願いいたします。
- ・ 宗教活動、ペットの持ち込み
当施設では堅くお断りいたします。

VI 非常災害対策

- ・ 事業所に災害対策に関する担当者を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- ・ 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に従業員に周知します。
- ・ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。訓練の実施に当たっては地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。
- ・ 防災訓練 年 2 回
- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知器、誘導灯、防火扉、シャッター

VII 業務継続計画の策定

- ・ 新興感染症や非常災害の発生時において、利用に対する療養生活介護サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ・ 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- ・ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

VIII 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止しております。

IX その他

当施設についての詳細は、パンフレット、入居のご案内を用意してありますので、ご確認ください。

地域密着型特定施設入居者生活介護

レジデンスゆうあい利用同意書

【重要事項の確認】

私は、本書面に基づいて貴施設職員（職名 氏名 ）
から重要事項の説明を受け確認しました。

令和 年 月 日

利 用 者 住 所

氏 名

※ 代筆の場合

その理由()

代 筆 者

氏 名 続 柄 ()

利用者の家族等 住 所

氏 名 続 柄 ()

【個人情報の利用】

私は、本利用契約書、第八条の個人情報利用にあたっての説明を受け、特定施設入居者生活介護サービスの提供に必要な範囲で、情報を提供することに同意します。

令和 年 月 日

利 用 者 氏 名

※ 代筆の場合

その理由()

代 筆 者

氏 名 続 柄 ()

利用者の家族等 住 所

氏 名 続 柄 ()